

本日のスケジュール

- 1 委嘱状の交付
- 2 令和5年度第1回喜多方市DX推進協議会

令和５年度 喜多方市DX推進協議会 委員名簿

No.	区分	所属機関等	役職等	氏名	委嘱日	任期
1	学識経験を有する者	公立大学法人会津大学	復興創生支援センター准教授	鈴木 崇正	R5. 10. 2	R7. 10. 1
2	〃	福島県ハイテクプラザ	電子・機械技術部長	遠藤 勝幸	R5. 10. 2	R7. 10. 1
3	〃	喜多方金融団	株式会社東邦銀行喜多方支店長	清野 正人	R5. 10. 2	R7. 10. 1
4	関係団体に属する者	会津よつば農業協同組合	喜多方営農経済センター長	大西 尚和	R5. 10. 2	R7. 10. 1
5	〃	会津喜多方商工会議所 (商業)	喜多方DX推進委員会委員長 サービス業部会 (株) プロジェクト会津 代表取締役社長	山中 宏行	R5. 10. 2	R7. 10. 1
6	〃	会津喜多方商工会議所 (工業)	工業部会 (株) メカテック 取締役	齋藤 使徒	R5. 10. 2	R7. 10. 1
7	〃	きたかた商工会	経営指導員	渡部 嘉和	R5. 10. 2	R7. 10. 1
8	〃	社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会	常務理事	渡部 孝一	R5. 10. 2	R7. 10. 1
9	〃	一般社団法人会津喜多方青年会議所	理事長	瓜生 真吾	R5. 10. 2	R7. 10. 1
10	関係行政機関の職員	福島県会津地方振興局	企画商工部長	鶴巻 貴司	R5. 10. 2	R7. 10. 1
11	〃	会津若松公共職業安定所喜多方出張所	出張所長	鈴木 宏幸	R5. 10. 2	R7. 10. 1
12	その他市長が適当と認める者	公募委員		和田 典久	R5. 10. 2	R7. 10. 1
13	〃	公募委員		山口 稔	R5. 10. 2	R7. 10. 1
14	〃	公募委員		五十嵐 千春	R5. 10. 2	R7. 10. 1
15	〃	公募委員		岩城 雅仁	R5. 10. 2	R7. 10. 1
16	〃	公募委員		物江 光一	R5. 10. 2	R7. 10. 1

令和５年度 第１回 喜多方市ＤＸ推進協議会 次第

日時：令和５年１０月２日（月） 午後３時４５分から

場所：喜多方市役所 ホール棟２階 大会議室

１ 開 会

２ 市長挨拶

３ 委員紹介

４ 会長等選出

５ 会長挨拶

６ 議 事

(1) 喜多方市ＤＸ推進協議会の進め方について

(2) 喜多方市ＤＸ推進基本計画と喜多方市ＤＸ推進実施計画について

７ そ の 他

８ 閉 会

令和５年度 喜多方市ＤＸ推進協議会 委員名簿

委員紹介

No.	区分	所属機関等	役職等	氏名	委嘱日	任期
1	学識経験を有する者	公立大学法人会津大学	復興創生支援センター准教授	鈴木 崇正	R5. 10. 2	R7. 10. 1
2	〃	福島県ハイテクプラザ	電子・機械技術部長	遠藤 勝幸	R5. 10. 2	R7. 10. 1
3	〃	喜多方金融団	株式会社東邦銀行喜多方支店長	清野 正人	R5. 10. 2	R7. 10. 1
4	関係団体に属する者	会津よつば農業協同組合	喜多方営農経済センター長	大西 尚和	R5. 10. 2	R7. 10. 1
5	〃	会津喜多方商工会議所 (商業)	喜多方ＤＸ推進委員会委員長 サービス業部会 (株) プロジェクト会津 代表取締役社長	山中 宏行	R5. 10. 2	R7. 10. 1
6	〃	会津喜多方商工会議所 (工業)	工業部会 (株) メカテック 取締役	齋藤 使徒	R5. 10. 2	R7. 10. 1
7	〃	きたかた商工会	経営指導員	渡部 嘉和	R5. 10. 2	R7. 10. 1
8	〃	社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会	常務理事	渡部 孝一	R5. 10. 2	R7. 10. 1
9	〃	一般社団法人会津喜多方青年会議所	理事長	瓜生 真吾	R5. 10. 2	R7. 10. 1
10	関係行政機関の職員	福島県会津地方振興局	企画商工部長	鶴巻 貴司	R5. 10. 2	R7. 10. 1
11	〃	会津若松公共職業安定所喜多方出張所	出張所長	鈴木 宏幸	R5. 10. 2	R7. 10. 1
12	その他市長が適当と認める者	公募委員		和田 典久	R5. 10. 2	R7. 10. 1
13	〃	公募委員		山口 稔	R5. 10. 2	R7. 10. 1
14	〃	公募委員		五十嵐 千春	R5. 10. 2	R7. 10. 1
15	〃	公募委員		岩城 雅仁	R5. 10. 2	R7. 10. 1
16	〃	公募委員		物江 光一	R5. 10. 2	R7. 10. 1

【事務局】

企画政策部長	小野 幸一	情報政策課長補佐兼ＤＸ推進係長	藤井 慎一
企画政策部情報政策課長	長嶋 嘉久	ＤＸ推進係主査	五十嵐 司
企画政策部情報政策課主幹	大八木 浩二	ＤＸ推進係主査	湯上 孝弘

喜多方市DX推進協議会条例（令和5年6月 16 日条例第 18 号）＜抜粋＞

会長等選出

（設置）

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定に基づき、喜多方市DX推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 本市におけるデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)の推進に関する計画の策定又は変更に関すること。
- (2) DXの推進に関する計画の実施状況の検証を行うこと。
- (3) その他DXの推進に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員 16 人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 及び 4（略）

（会長）

第5条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

（以下略）

会長等選出

会長

職務代理者

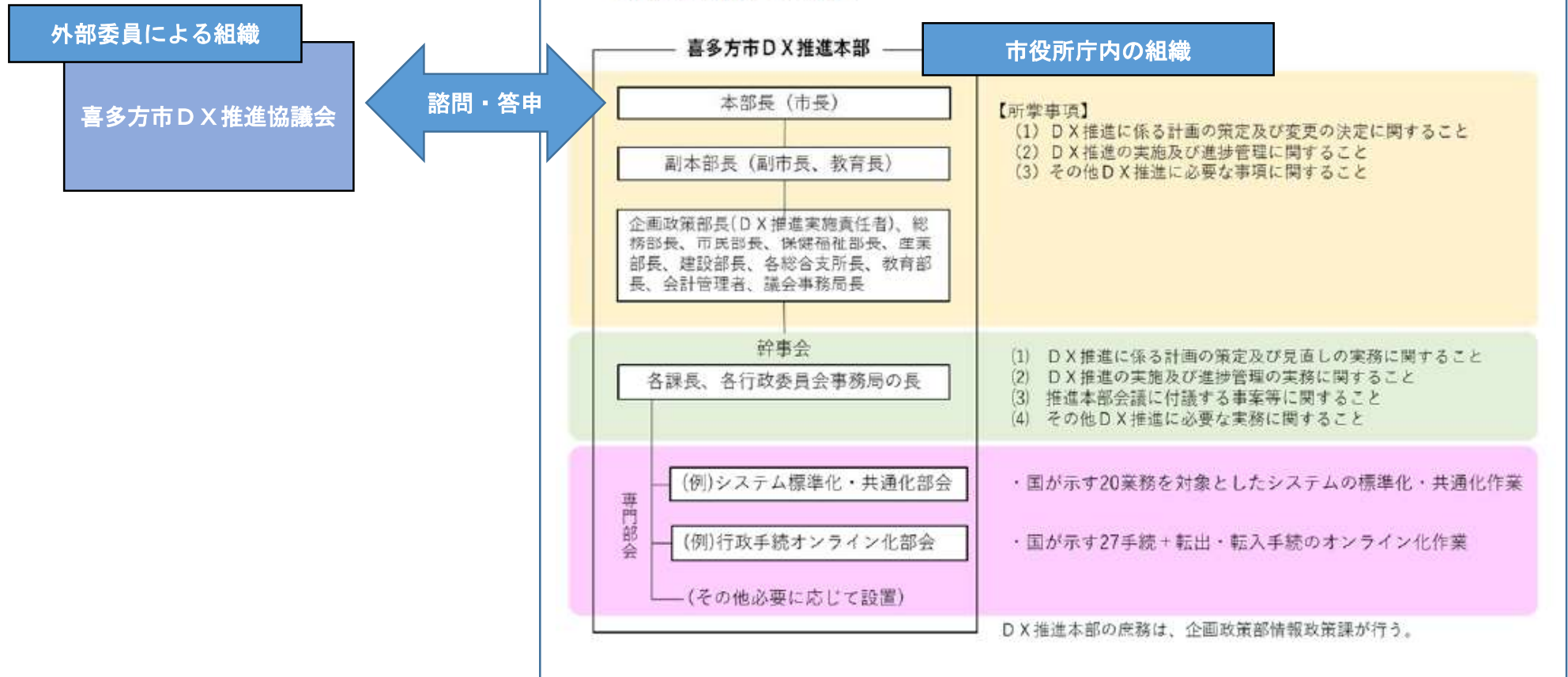
議事 (1) 喜多方市D X推進協議会の進め方について

喜多方市のDX推進体制における喜多方市DX推進協議会の位置付け

<喜多方市DX推進基本計画 22ページから>

第1節 推進体制

本市のデジタル化の推進に向け、総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、全庁的なDX推進体制である「喜多方市DX推進本部」において、各施策を効果的かつ効率的に推進するとともに進捗管理を行います。



喜多方市DX推進協議会条例（令和5年6月 16 日条例第 18 号）＜抜粋＞

役割

（設置）

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定に基づき、喜多方市DX推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 本市におけるデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)の推進に関する計画の策定又は変更に関すること。
- (2) DXの推進に関する計画の実施状況の検証を行うこと。
- (3) その他DXの推進に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員 16 人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 及び 4（略）

（会長）

第5条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

（以下略）

本市におけるデジタルトランスフォーメーションの
推進に関する計画とは

- ・ 喜多方市DX推進基本計画
- ・ 喜多方市DX推進実施計画



次ページで概要
議事(2)で詳細

喜多方市DX推進基本計画と喜多方市DX推進実施計画の概要

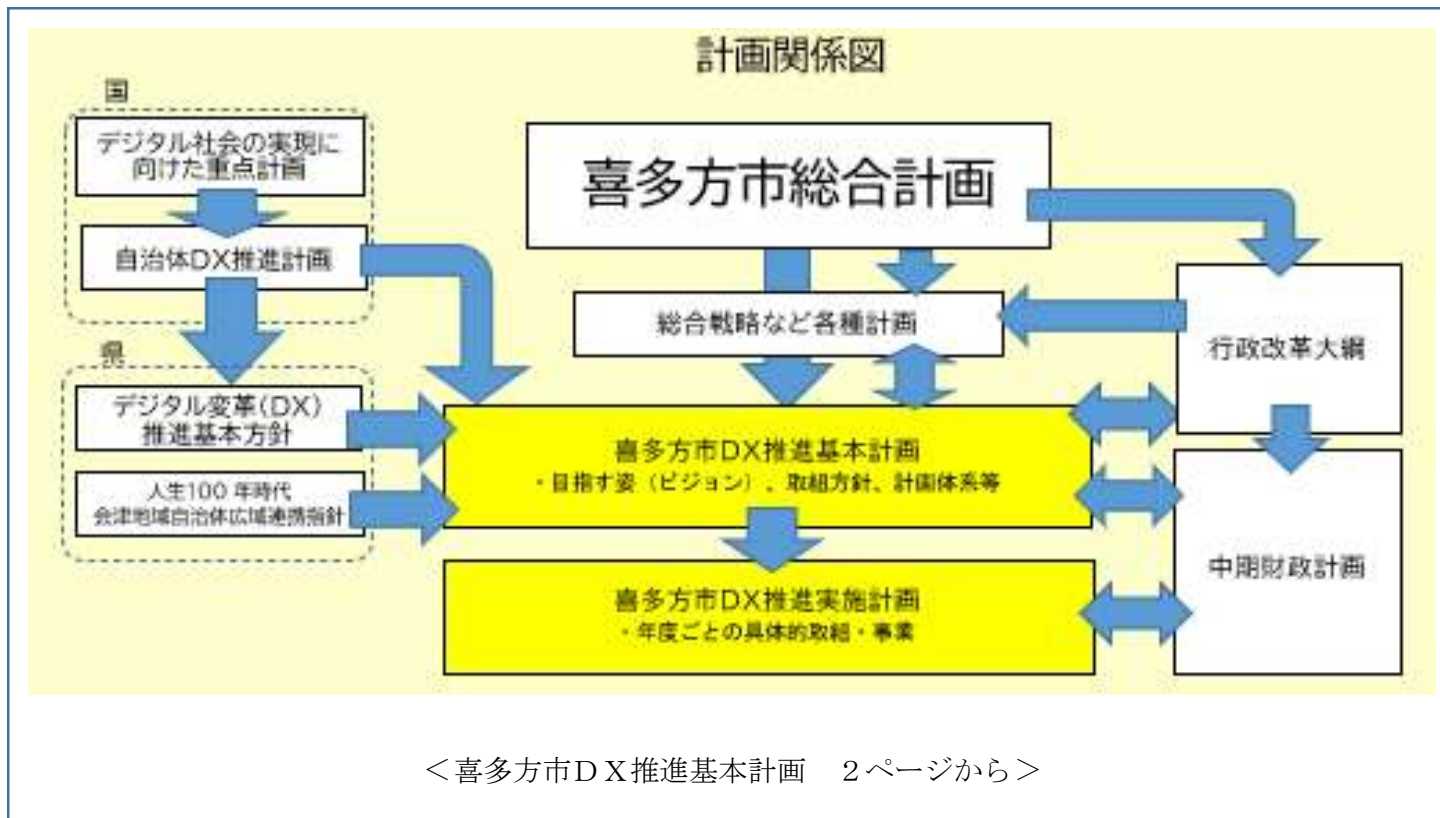
1 喜多方市DX推進基本計画

本市におけるDX推進に関する基本的な方針を定める計画であり、国の自治体DX推進計画の内容を踏まえ、令和5年4月に策定した。

2 喜多方市DX推進実施計画

喜多方市DX推進基本計画に基づく各施策の展開に必要な事務事業を示す計画として、令和5年7月に策定した。

3 2つの計画の位置付け



喜多方市DX推進基本計画と喜多方市DX推進実施計画の概要(続き)
(計画期間と見直しの時期)

喜多方市DX基本計画

第4節 計画の期間

本計画は令和5(2023)年度から令和13(2031)年度までの9カ年を計画期間とします。

国の「自治体DX推進計画」の取組期間(令和3(2021)年1月～令和8(2026)年3月)を考慮するとともに、本市の総合計画が令和8(2026)年度末に計画期間の終期を迎えることから、令和5(2023)年度から令和8(2026)年度までの4年を前期として本市DX推進の取組を加速させる期間に位置付け、その後は新たな総合計画と整合を図るとともに、前期からの取組を拡大・発展させる期間として、令和9(2027)年度から令和13(2031)年度までの5年を後期とします。

なお、計画期間内に国・県や市の各種施策の見直し、情報通信技術の急速な進展に伴う社会経済状況の大幅な変化などがあった場合は、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。



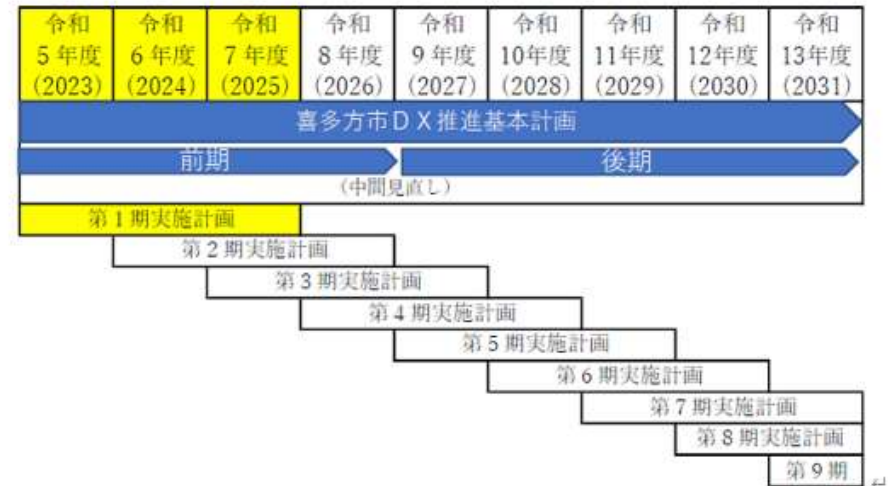
<喜多方市DX推進基本計画 2ページから>

計画期間は令和5年度から令和13年度の9年間
令和5年度～令和8年度 前期(DXの取組を加速)
令和9年度～令和13年度 後期(〃を拡大・発展)
→ 令和8年度に見直し作業を行う。

喜多方市DX実施計画

■計画期間

実施計画は3カ年を計画期間とし、絶えず変化を続ける社会情勢に迅速に対応するため、毎年度見直しを行うローリング方式により策定します。なお、第8期は令和12(2030)年度から2カ年、第9期は令和13(2031)年度の1カ年とします。

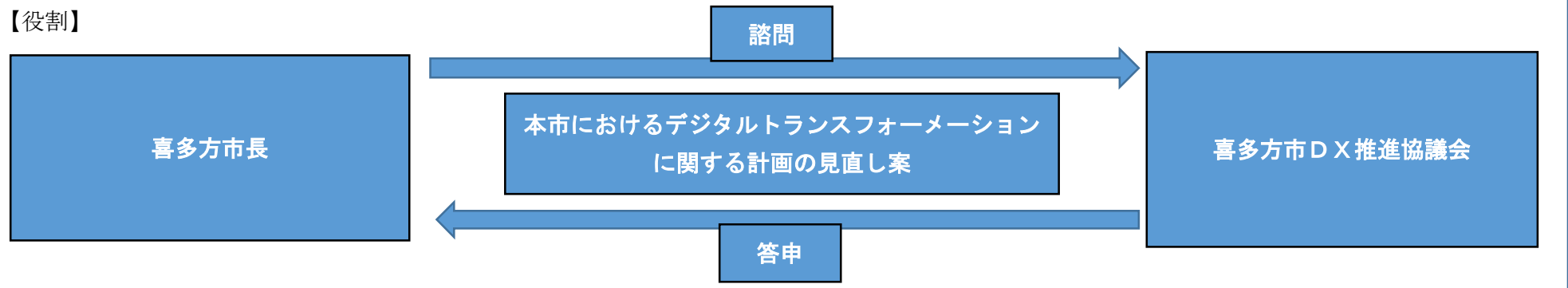


<喜多方市DX推進実施計画 1ページから>

計画期間は3年間
毎年度見直すローリング方式
→ 毎年度見直し作業を行う。

喜多方市DX推進協議会の進め方

【役割】



喜多方市DX推進基本計画に関すること

【令和8年度】

市長から、喜多方市DX推進基本計画の前期期間における取組状況や、本市を取り巻く状況を踏まえた基本計画見直し案の諮問を受け、



協議会会議において調査審議を行い、



市長へ（意見を付す等して）答申する。

喜多方市DX推進実施計画に関すること

【令和5年度】

- 第1回会議（令和5年10月2日）
（市→協議会委員 説明）
 - ・喜多方市DX推進協議会の進め方
 - ・喜多方市DX推進基本計画と同実施計画
- 第2回会議（令和6年1月下旬）
（市→協議会委員 説明）
 - ・取組状況
（協議会委員→市）
 - ・次年度の実施計画見直しに向けた意見

【令和6年度以降】

市長から、前年度会議における意見（答申書に付された意見）を踏まえた実施計画見直し案の諮問を受け、
取組状況の報告を受け、



協議会会議において調査審議を行い、



市長へ（意見を付す等して）答申する。

※ このほかにも、見直しが必要となる場合があり、その内容によっては喜多方市DX推進協議会へ諮ることとなる。

議事 (2) 喜多方市D X推進基本計画と喜多方市D X推進実施計画について

喜多方市D X推進基本計画について

喜多方市D X推進基本計画

第1章 計画の策定

第1節 DXとは	(計画書1ページ)	→ 説明省略
第2節 計画策定の趣旨	(計画書1ページ)	議題 (1) 喜多方市DX推進協議会の進め方について で説明済
第3節 計画の位置付け	(計画書2ページ)	
第4節 計画の期間	(計画書2ページ)	

第2章 国・県の動向 (計画書3～5ページ) → 説明省略

第3章 本市の現状と課題

第1節 本市を取り巻く状況と課題 (計画書6～8ページ上段) → 説明省略

第2節 本市のデジタル化の状況と課題 (計画書8ページ下段)

第2節 本市のデジタル化の状況と課題

デジタル化への対応では、新型コロナウイルス感染症対策において、特別定額給付金をはじめとする各種支援については、申請から給付まで一貫したデジタル化による完結ができず、本市を含め多くの自治体で迅速な給付等への課題として、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなりました。

電子申請の基礎となるマイナンバーカードの普及・促進や感染予防、働き方改革の観点から、職員のテレワークが推進されましたが、テレワークの環境整備やペーパーレス化についても課題となっています。

AI、RPAなどのデジタル技術は地方公共団体の業務を改善する有力なツールであり、限られた運営資源の中で持続可能な行政サービスを提供していくために今後積極的に活用する必要があります。

今後の更なる人口減少社会を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、地方公共団体の業務の在り方そのものを刷新することが必要であり、自治体DXの推進により、質の高い行政サービスが提供できるよう行財政運営の効率化を図るとともに、持続可能な行政運営を確保することが求められています。

本市を含め多くの自治体で
デジタル化への対応の遅れ



- (1) マイナンバーカードの普及・促進
- (2) 電子申請拡充（行政手続きオンライン化）
- (3) テレワークの環境整備やペーパーレス化
- (4) AI・RPAなどの積極的な活用



自治体DXの推進による
・ 質の高い行政サービスの提供
・ 行財政運営の効率化

喜多方市D X推進基本計画

第3章 本市の現状と課題

第3節 D X推進に係る住民アンケート結果の概要と課題

- 1 アンケート結果の概要 (計画書9～12ページ上段) → 説明省略
- 2 アンケートから見えた課題 (計画書12ページ下段～13ページ上段)

- | | |
|---------------------------|----------------------------------|
| (1) スマートフォンの普及を考慮した対応 | スマートフォンの利用が前提。操作に不安を感じる方への対応が必要。 |
| (2) 行政情報の伝達手段と効果的な発信 | 紙媒体からの取得が多いのが現状。SNS活用など効果的な情報発信。 |
| (3) 行政手続きのデジタル化・オンライン化の推進 | 「書かない」「待たない」「行かない」市役所の実現。 |

第4節 自治体D Xを進める上での課題 (計画書13ページ下段～14ページ)

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 職員の情報リテラシーの向上 | 制度や組織の在り方のデジタル化に合わせた変革や、業務見直しに対応する必要。 |
| (2) 個人情報保護 | 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立。 |
| (3) 情報セキュリティの確保 | 市の業務は法令に基づき代替できないが、その多くが情報システムやネットワークに依存。 |
| (4) オープンデータの推進 | 民間企業等における積極的な利活用のため、より質の高いオープンデータ化。 |

喜多方市DX推進基本計画

第4章 目指す姿と施策の展開方向

第1節 目指す姿（基本理念）（計画書15ページ）

＜喜多方市DX推進基本計画 15ページから＞

第1節 目指す姿（基本理念）

DXを推進することにより目指す姿を「基本理念」として示します。

未来の喜多方へ つながる・ひろがる・わくわくする DX

— 市民の誰もがデジタルの恩恵を受けることのできる社会を目指して —

＜説明文のうち、はじめの2段落は省略＞

＜以下は、説明文のうち、最後の2段落（結論部分）＞

このため、デジタル技術等を活用して、市民と行政のつながりを強めるとともに、市民同士や地域間の交流、関係人口の創出など多様なつながりをひろげていくことにより、住民の利便性と行政サービスの向上、さらには地域の活性化につなげていきます。

さらに、SDGs^{*}の理念も念頭におき、あらゆる分野においてDXを推進することにより、「いのち」を守り「くらし」を創り「ひと」を育み、市民の誰もがデジタル化の恩恵を受けることができ、わくわくする喜多方の実現を目指します。

SUSTAINABLE GOALS
RELEVANT FOR ALL

喜多方市DX推進基本計画

第2節 展開方向 (計画書16ページ)

喜多方市DX推進基本計画の体系図

基本方針	基本施策	取組の方向性
1 デジタルを活用した 市民サービスの向上	(1) 行政手続の オンライン化・ デジタル化の推進	① 各種申請・届出・証明等のオンライン化・デジタル化 ② マイナンバーカードの普及促進と活用
	(2) 行政情報公開の 拡充と情報発信の 充実・強化	① データ利活用の推進 ② 情報発信の多様化、発信内容の充実・強化
2 デジタル化による 行政運営の 効率化	(1) 業務の効率化と デジタル人材の 育成・確保	① 業務効率化の推進 ② デジタル人材の確保・育成 ③ テレワークの推進
	(2) 情報システムの 最適化と新しいデジ タル技術の導入・活用	① 基幹系システムの標準化・共通化 ② 情報システムの機能強化・機器充実 ③ AI・RPAなど新たなデジタル技術の導入・活用の促進

＜喜多方市DX推進基本計画
16ページに掲載の体系図から一部抜粋＞

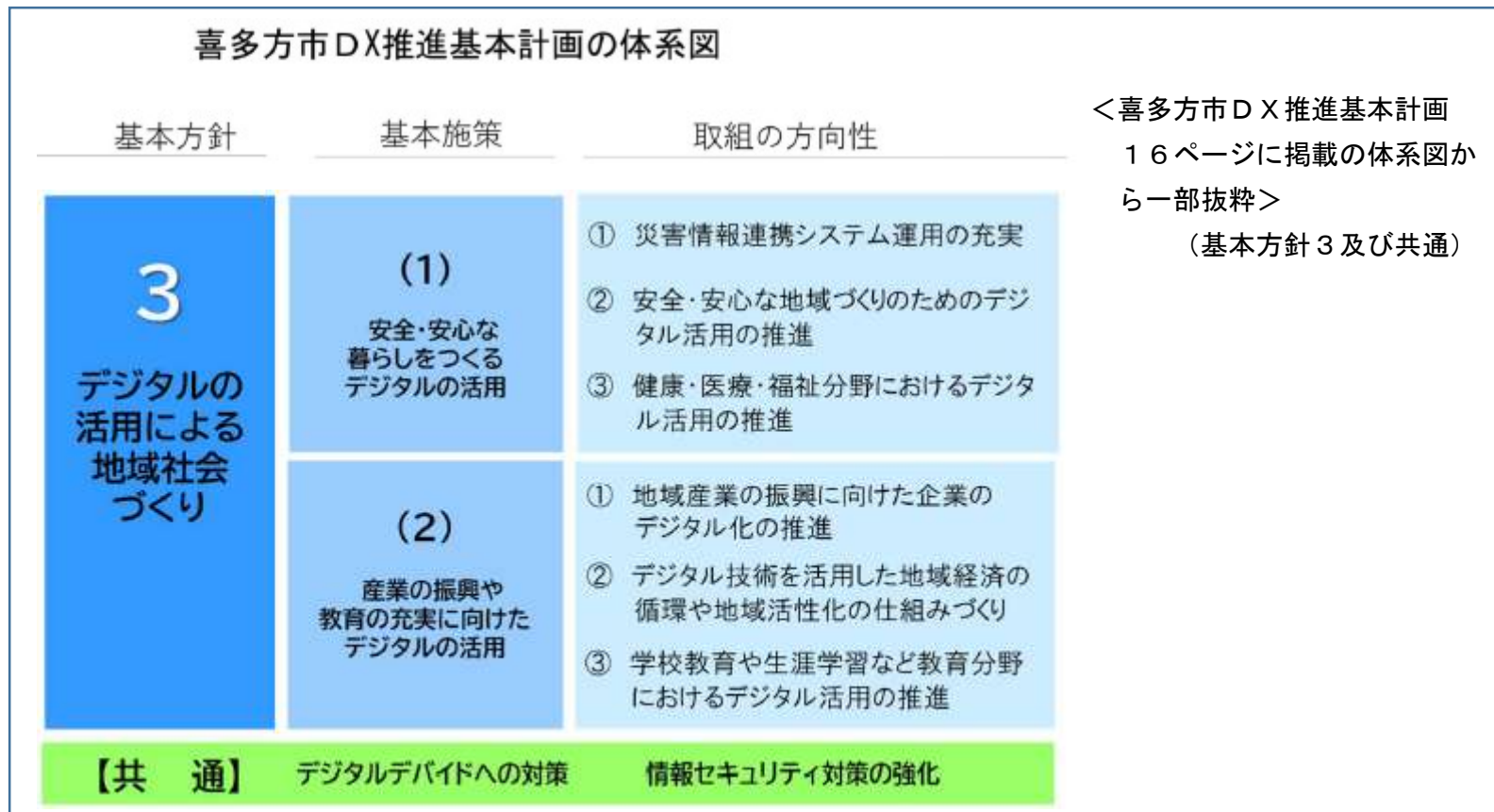
(基本方針1及び2)

基本理念のもと、3つの基本方針を定め、DXの推進に取り組んでいく。

- ・ 3つの基本方針
- ・ 6つの基本施策
- ・ 16の取組の方向性
+
- ・ 基本方針1～3を支える
共通的な取組

喜多方市DX推進基本計画

第2節 展開方向 (計画書16ページ)



第2節 展開方向 (続き) (計画書17～20ページ)

「喜多方市DX推進実施計画」で後ほど説明 → ここでは説明省略

喜多方市DX推進基本計画

第2節 展開方向（続き）（計画書21ページ）

基本施策	目指す姿の具体的なイメージ	実施時期
1-（1） 行政手続の オンライン化・ デジタル化の推進	・市役所に出向がなくてもスマートフォンのアプリにより各種申請や届出ができる。 ・オンラインにより証明書等の交付を予約し、窓口で待たずに交付を受けることができ、支払いはキャッシュレスでできる。 ・マイナンバーカードにより本人確認ができ、申請書を書かなくても自動交付機ですぐに交付を受けることができる。 ・スマートフォンのアプリにより、運動施設や集会施設の予約ができ、支払いはキャッシュレスでできる。	【中期】
1-（2） 行政情報公開の 拡充と情報発信の 充実・強化	・行政の様々な情報をいつでも見ることができ、必要に応じてデータを加工して使用することができる。 ・スマートフォンなどで最新の情報や必要な情報をいつでも取得することができる。 ・行政情報や市内の話題などを動画やSNSで見ることができる。 ・スマートフォンのアプリに配信を希望する情報や案内を登録しておけば、自動で配信される。	【短期】
2-（1） 業務の効率化と デジタル人材の 育成・確保	・業務効率化アプリを活用して、作業の定型化やデータの共有化等により作業のムダがなくなり、業務効率が高まる。 ・会議資料をデータ化し、タブレットを使ったペーパーレス会議が多く開催される。 ・すべての職員がDX推進の意義を理解し、業務改善が進む。 ・災害発生時等に備え、途切れることなく市民サービスを行うことができる体制・環境が整う。	【短期】
2-（2） 情報システムの 最適化と新しい デジタル技術の 導入・活用	・住民記録などの業務が、国の標準システムへ移行し、新しいシステムとなる。 ・情報システムの標準化・共通化に対応した改修により、システムの基盤強化や、関連する他のシステムが整備される。 ・新たなシステムの導入などに応じて計画的に機器等が導入・更新される。 ・AIオンデマンド交通の対象エリア拡大をはじめ、RPAなど新たなデジタル技術が導入、活用される。	【短期】 } 【中期】
■実施時期の目安 【短期】…3年以内 【中期】…5年以内 【長期】…10年程度		

<喜多方市DX推進基本計画21ページに掲載の基本施策毎の目指す姿の具体的なイメージから一部抜粋>
 （基本方針1及び2）

具体的なイメージとして、記載のような姿になることを目指してDXを推進していく。

喜多方市D X推進基本計画

第2節 展開方向（続き）（計画書21ページ）

基本施策	目指す姿の具体的なイメージ	実施時期
3-(1) 安全・安心な暮らしをつくるデジタルの活用	・防災ラジオによる緊急情報・避難情報や生活情報の放送、緊急情報等がメール、SNS等により適時配信される。 ・防犯カメラの増設やセキュリティシステム導入などが進む。 ・鳥獣害対策強化のオリワナシステムやセンサー、カメラ設置などが進む。 ・健康増進アプリの活用が進むとともに、デジタル化したポイントを利用した物品購入や、サービスを受けることができる。 ・遠隔地において、病院等に出向かなくてもオンラインにより診察を受けることができる。	【短期】 } 【中期】
3-(2) 産業の振興や教育の充実に向けたデジタルの活用	・無線LANの整備やキャッシュレス決済が普及するなど企業のデジタル化が進む。 ・スマート農業などの事業活動へロボットやAI、IoT等の技術の活用が促進される。 ・企業のサテライトオフィスや観光資源を生かしたワーケーションが推進される。 ・デジタルのパンフレットやSNS、VR技術等を活用した情報発信とともに、デジタルサイネージや二次元コードなどを活用した観光案内、受入体制の整備により、観光入込数が増加する。 ・GIGAスクールによるタブレットなどの活用により学習内容が充実し、児童生徒のより深い理解、定着化が進む。 ・デジタル図書や、アーカイブ化した文化財、歴史資料などの展示・閲覧とともに、デジタル技術を活用したeスポーツなどが普及する。	【中期】 } 【長期】
■実施時期の目安 【短期】…3年以内 【中期】…5年以内 【長期】…10年程度		

<喜多方市D X推進基本計画21ページに掲載の基本施策毎の目指す姿の具体的なイメージから一部抜粋>
 （基本方針3及び共通）

第5章 計画の推進（計画書22ページ） 議題（1）喜多方市D X推進協議会の進め方について で説明済 → 説明省略
 用語解説（計画書23ページ～） → 説明省略

喜多方市D X推進実施計画について

喜多方市DX推進実施計画

計画策定の趣旨と計画の位置付け	(計画書 1 ページ)	} 議題 (1) 喜多方市DX推進協議会の進め方について で説明済
計画期間	(計画書 1 ページ)	
取組・事業体系	(計画書 2 ページ)	
		→ 説明省略
		喜多方市DX推進基本計画の体系図 → 説明省略

実施計画（具体的な取組） (計画書 3 ページ～)

喜多方市DX推進実施計画の見方 (喜多方市DX推進基本計画との関係)

<喜多方市DX推進基本計画 17 ページから>

基本方針

1

デジタルを活用した市民サービスの向上

市役所に行くことなく各種手続を可能にし、決済手段の多様化を図るとともに、行政情報の公開の拡大、多様な情報発信の強化により、市民の利便性の向上と負担軽減を図ります。

基本施策 (1) 行政手続のオンライン化・デジタル化の推進

取組の方向性

① 各種申請・届出・証明等のオンライン化・デジタル化

- ・各種申請・届出・証明等のオンライン化、デジタル化を推進する。
- ・公共施設等予約のオンライン化を推進する。
- ・公金等支払方法のキャッシュレス化を推進する。

② マイナンバーカードの普及促進・活用

- ・国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」、「自治体DX推進計画」の基準に沿い、

<喜多方市DX推進実施計画 3 ページから>

基本方針 1 デジタルを活用した市民サービスの向上

基本施策(1) 行政手続のオンライン化・デジタル化の推進

(目標値)

利用予約がスマホから可能な公共施設等の数

令和 4 (現状値)	令和 5	令和 6	令和 7
3	3	3	5

取組の方向性①

各種申請・届出・証明等のオンライン化・デジタル化

- ・各種申請・届出・証明等のオンライン化、デジタル化を推進する。

No	事業名	事業内容		
1	コンビニ交付サービスの実施	・市民サービスの向上とマイナンバーカード（個人番号カード）の普及促進のため、マイナンバーカードによるコンビニエンスストアでの住民票等の交付を行う。		
	担当課	令和 5	令和 6	令和 7
	市民課 税務課	・継続実施	・継続実施	・継続実施
No	事業名	事業内容		
		・地方税の申告・申請、納税などを eTAX（地方税ポータルシ		

目標値は
基本施策毎
に設定

一つの取組・事業

喜多方市DX推進実施計画

目標値一覧

基本方針		基本施策【時期】		目標値
1	デジタルを活用した 市民サービスの向上	(1)	行政手続きのオンライン化・デジタル化の推進 【中期】	●利用予約がスマホから可能な公共施設等数 現状（令4）：3 → 目標（令7）：5
		(2)	行政情報公開の拡充と情報発信の充実・強化 【短期】	●オープンデータの公開件数 現状（令4）：202 → 目標（令7）：400
2	デジタル化による 行政運営の効率化	(1)	業務の効率化とデジタル人材の育成・確保 【短期】	●DXに関する職員研修の開催回数 現状（令4）：1 → 目標（令7）：20 ●オンライン会議、ペーパーレス会議の開催回数 現状（令4）：10 → 目標（令7）：100
		(2)	情報システムの最適化と新しいデジタル技術の導入・活用 【短期】～【中期】	●情報システム標準化・共通化の進捗度 （国の標準化手順書の17の作業項目中完了数） 現状（令4）：1/17 → 目標（令7）：17/17
3	デジタルの活用による 地域社会づくり	(1)	安全・安心な暮らしをつくるデジタルの活用 【短期】～【中期】	●防犯カメラの設置台数 現状（令4）：22 → 目標（令7）：170
		(2)	産業の振興や教育の充実に向けたデジタルの活用 【中期】～【長期】	●公衆無線LAN整備済施設数 現状（令4）：19 → 目標（令7）：35
	共通		デジタルデバйдへの対策 情報セキュリティ対策の強化	-

時期の目安 【短期】3年以内 【中期】5年以内 【長期】10年程度

喜多方市DX推進実施計画（主な取組・事業）

<喜多方市DX推進実施計画

4ページから>

No.	事業名	事業内容		
3	やさしい窓口の検討	・ICTを活用し、来庁者が効率的で短時間に手続きを完結できるよう、市民にとってやさしい窓口の仕組みづくりを検討する。 ・書かない窓口の導入に加え、AIを活用したチャットボットによる自動案内や、自動翻訳機能を有したアプリによる外国人対応、スマホによる申請・来庁予約の導入も検討する。		
	担当課	令和5	令和6	令和7
	情報政策課 (関係各所属)	・書かない窓口の試行業務の検討 ・自動翻訳など情報収集	・書かない窓口試行と検証 ・自動翻訳など情報収集	・書かない窓口拡大検討 ・自動翻訳など導入検討

<喜多方市DX推進実施計画

4ページから>

No.	事業名	事業内容		
4	公共施設等利用予約サービスの実施	・公共施設等の利用予約について、スマホからの申請を受け付ける。（めぐぶらざ、ほっと☆ざらり、コロナワクチン接種） ・予約可能な施設数等を拡大する。		
	担当課	令和5	令和6	令和7
	情報政策課 (関係各所属)	・継続実施（3手続き）	・継続実施（3手続き） ・実施施設等（拡大）の検討	・継続実施（3手続き） ・実施施設等拡大

喜多方市D X推進実施計画（主な取組・事業）

<喜多方市D X推進実施計画

5 ページから>

No.	事業名	事業内容		
7	行政手続きのオンライン化	・スマホからの手続きが可能となるよう、マイナポータルに登録されている手続きのオンライン化を行う。 ・オンライン化手続き拡大の検討		
	担当課	令和5	令和6	令和7
	情報政策課 (関係各所属)	・子育て、介護関係26手続きのオンライン化実施	・継続実施（26手続き） ・オンライン化手続き拡大検討	・継続実施（26手続き） ・オンライン化手続き拡大検討

<喜多方市D X推進実施計画

10 ページから>

No.	事業名	事業内容		
16	タブレット等活用による業務効率化、ペーパーレス化	・紙資料の削減及び業務効率化を図るため、会議等においてタブレットを活用する。 ・市民に開かれた議会運営の実現、ペーパーレス化、情報伝達の迅速化等を図るため、タブレットを活用する。 ・会議のための人の移動を削減するため、会議のオンライン化を推進する。		
	担当課	令和5	令和6	令和7
	情報政策課 (全所属)	・継続実施	・継続実施	・継続実施

喜多方市D X推進実施計画（主な取組・事業）

<喜多方市D X推進実施計画
10ページから>

No.	事業名	事業内容		
18	ビジネスチャットの活用	・職員間の情報共有と業務効率化のため、ビジネスチャットを活用する。		
	担当課	令和5	令和6	令和7
	情報政策課 (全所属)	・試行、導入検討	・本格導入	・継続実施

<喜多方市D X推進実施計画
12ページから>

No.	事業名	事業内容		
21	情報システムの標準化・共通化	・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に則り、国の標準仕様書に準拠した情報システム（標準準拠システム）を調達・導入するため、喜多方市情報システム標準化移行計画に従い、標準化・共通化作業を行う。 ・ガバメントクラウドの活用を検討する。		
	担当課	令和5	令和6	令和7
	情報政策課 (関係各所属)	・標準仕様との比較分析 ・R F I の実施、R F P の準備 ・ガバメントクラウド活用検討	・移行作業委託先選定 ・移行作業	・移行作業 ・標準準拠システム運用開始

喜多方市D X推進実施計画（主な取組・事業）

<喜多方市D X推進実施計画

15ページから>

No.	事業名	事業内容		
27	最新のデジタルツールに関する情報収集と導入の検討	・業務の効率化・省力化を図るため、生成A Iの導入を検討するとともに、A Iなど最新の技術を使ったデジタルツールに関する情報を収集・研究する。		
	担当課	令和5	令和6	令和7
	情報政策課 (関係各所属)	・生成A I導入の検討 ・最新技術の情報収集・研究	・生成A I導入の検討 ・最新技術の情報収集・研究	・生成A I導入の検討 ・最新技術の情報収集・研究

<喜多方市D X推進実施計画

19ページから>

No.	事業名	事業内容		
38	山都・高郷地区におけるオンライン診療の試行	・中山間地域の医療を確保するため、山都・高郷地区においてオンライン診療を試行的に実施する。		
	担当課	令和5	令和6	令和7
	保健課	・試行	・試行の結果を踏まえ検討	・試行の結果を踏まえ検討

喜多方市D X推進実施計画（主な取組・事業）

<喜多方市D X推進実施計画

19ページから>

No.	事業名	事業内容		
39	子どもの肥満解消と運動能力及び体力の向上	・子どもの肥満解消と運動能力及び体力向上のため、屋内子ども遊び場めぐぶらざの運営主体と連携しながら、デジタル技術を活用し、施設を活用した運動遊びのモデルの構築と検証を行う。		
	担当課	令和5	令和6	令和7
	こども課	・実施	—	—

<喜多方市D X推進実施計画

20ページから>

No.	事業名	事業内容		
42	公衆無線LANの整備	・アフターコロナにおける観光客の利便性向上と受入環境の整備を促進するとともに、災害時の避難所機能向上のため、市役所総合支所等に公衆無線LANを整備（19カ所整備済）する。 ・令和6年度以降、公衆無線LANの再整備を行う。		
	担当課	令和5	令和6	令和7
	情報政策課 関係各所属	・継続実施 ・再整備の検討	・継続実施 ・再整備	・再整備後継続実施

喜多方市D X推進実施計画（主な取組・事業）

<喜多方市D X推進実施計画

20ページから>

No.	事業名	事業内容		
43	キャッシュレス化の推進	・市内企業のデジタル化の取組を推進するため、地域におけるキャッシュレス決済や、デジタルポイントを使った事業を支援する。		
	担当課	令和5	令和6	令和7
	情報政策課 (関係各所属)	・市内企業の意向収集、支援策の検討	・支援策の検討	・支援策の実施

<喜多方市D X推進実施計画

22ページから>

No.	事業名	事業内容		
48	V R技術を活用した誘客	・旧甲斐蔵住宅への誘客のため、改修前、改修中の画像を撮影し、古写真や改修後と合わせ、改修によって蔵住宅が変化していく様子がわかるコンテンツを作成する。 ・蔵住宅の図面等と合わせホームページに掲載する。ホームページでは、外国語による説明も行う。		
	担当課	令和5	令和6	令和7
	観光交流課	・改修前撮影	・改修中撮影	・継続実施

喜多方市D X推進実施計画（主な取組・事業）

<喜多方市D X推進実施計画

24ページから>

No.	事業名	事業内容		
55	デジタル図書の導入	・ひとづくり交流拠点複合施設に整備する新しい図書館に、利用者サービスの一環として、デジタル図書の導入を検討する。		
	担当課	令和5	令和6	令和7
	中央公民館	・検討	・検討	・検討

<喜多方市D X推進実施計画

24ページから>

No.	事業名	事業内容		
56	デジタル技術を活用した郷土民俗資料の展示	・ひとづくり交流拠点複合施設に整備予定の展示コーナーにおいてデジタル技術を活用した展示を検討する。		
	担当課	令和5	令和6	令和7
	文化課	・検討	・検討	・検討